

非賣品

大日本帝國憲法

附

貴會衆議
族議院
計議院
院議員
令法法法
選舉法

031627-000-8

CZ-212-039

大日本帝國憲法

岩田靜

M22

BBE-0254



W 18368/22

告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖ノ神靈ニ詰ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊
圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ

皇祖ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所
ト爲シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益國家ノ不基ヲ鞏固ニ

皇祖ノ典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆
皇祖ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而

皇祖及我カ
皇考ノ威靈ニ倚籍スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖及我カ
皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ

皇祖及我カ
皇考ノ神靈此レヲ鑒ミタマヘ

皇祖及我カ
皇考ノ神靈此レヲ鑒ミタマヘ



憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルヲ疑ハサルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳貞能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ憲ラサルヘシ朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有チ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜チ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發

議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘシ朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 伯爵森有禮
- 遞信大臣 子爵根本武揚

大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其公布及ビ執行ヲ命ズ

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ズ

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルベキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スベシ若議會ニ於テ承諾セザル時ハ政府ハ將來ニ向テ其効力ヲ失フコトヲ公布スベシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ

義務ヲ有ス
第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス
第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及ビ移轉ノ自由ヲ有ス
第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非ズシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クル事ナシ
第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、事ナシ
第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其許諾ナシシテ住所ニ侵入セラレ及ビ搜索セラレ、事ナシ
第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ祕密ヲ侵サル、事ナシ
第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ
公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケズ及臣民タルノ義務ニ背カザル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及ビ結社ノ自由ヲ有ス

變更スル事ヲ得ズ

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ゲタルモノハ各々其ノ條項ニ據ル

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及ビ効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其他ノ榮典ヲ授與ス

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及ビ復權ヲ命ズ

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ據ル攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務
第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ據ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應ジ均シク文武官ニ任ゼラレ及其他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規定ニ從ヒ請願ヲ爲ス事ヲ得
第三十一條 本章ニ掲ゲタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨グル事ナシ
第三十二條 本章ニ掲ゲタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ規律ニ牴觸セザルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會
第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及ビ勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス
第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ズ
第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス
第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及ビ各々法律案ヲ提出スル事ヲ得
第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ビ提出スルコトヲ得ズ

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各、其意見ヲ政府ニ建議スルヲ事ヲ得、但シ其ノ採納ヲ得ザルモノハ同會期中ニ於テ再ビ建議スル事ヲ得ズ

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス、第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルベシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スベシ、臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル、第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フベシ

衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルベシ、第四十五條 衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スベシ

第四十六條 兩議院ハ各、其總議員三分ノ一以上出席スルニアラザレバ議事ヲ開キ議決ヲナス事ヲ得ズ

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ據ル、第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會トナスコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各、天皇ニ上奏スルコトヲ得、第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此憲法及ヒ議院法ニ揭グルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得、第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルベシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラル、コトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スル事ヲ得、第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其責ニ任ズ、凡テ法律勅令其他ノ國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副書ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス、第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ、裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フルモノヲ以テ之ニ任ズ、裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免ゼラル、事ナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム、第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アル時ハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムル事ヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スベキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム、第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベシ、但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メザル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス、第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ベシ

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スベシ、豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生ジタル支出アル時ハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セズ

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル規定ノ歲出及

メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スベキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラズ、第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベシ、但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メザル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス、第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ベシ

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スベシ、豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生ジタル支出アル時ハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セズ

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル規定ノ歲出及

法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル
歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又
ハ消滅スル事ヲ得ズ

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定
メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得
第六十九條 避クベカラザル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ
又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ
豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル
場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召
集スル事能ハザルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ
處分ヲナスコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提
出シ其承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セズ又ハ豫
算成立ニ至ラザルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施
行スベシ

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之
ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト具ニ之ヲ帝國
議會ニ提出スベシ
會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要
アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付ス
ベシ此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ總員三分ノ
二以上出席スルニ非ザレハ議事ヲ開クコトヲ得ズ
出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非ザレハ改
正ノ議決ヲナスコトヲ得ズ

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ル
ヲ要セズ皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更ス
ルコトヲ得ズ

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ
變更スルコトヲ得ズ

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ヰタ
ルコ拘ラズ此ノ憲法ニ矛盾セザル現行ノ法令ハ總
テ理由ノ効力ヲ有ス

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總
テ第六十七條ノ例ニ依ル

○法律

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ議院法ヲ裁可シ之ヲ公布セ
シメ併セテ貴族院及衆議院成立ノ日ヨリ各々本法ニ
依リ施行スヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
樞密院議長 伯爵伊藤博文
外務大臣 伯爵大隈重信
海軍大臣 伯爵西郷從道
農商務大臣 伯爵井上馨
司法大臣 伯爵山田顯義
大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
陸軍大臣 伯爵大山巖
文部大臣 伯爵森有禮
遞信大臣 伯爵榎本武揚

法律第二號
議院法

第一章 帝國議會ノ召集成立及開會

第一條 帝國議會召集ノ勅諭ハ集會ノ期日ヲ定メ少

シトモ四十日前ニ之ヲ發布スヘシ

第二條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日ニ於テ
各議院ノ會堂ニ集會スヘシ

第三條 衆議院ノ議長副議長ハ其ノ院ニ於テ各々三
名ノ候補者ヲ選舉セシメ其ノ中ヨリ之ヲ勅任スヘ
シ
議長副議長ノ勅任セラルマテハ書記官長議長ノ
職務ヲ行フヘシ

第四條 各議院ハ抽籤法ニ依リ總議員ヲ數部ニ分割
シ每部々長一名ヲ部員中ニ於テ互選スヘシ

第五條 兩議院成立シタル後勅命ヲ以テ帝國議會開
會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會合セシメ開院
式ヲ行フヘシ

第六條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務
ヲ行フヘシ

第二章 議長書記官及經費

第七條 各議院ノ議長副議長ハ各々一員トス

第八條 衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ
依ル

第九條 衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其ノ他ノ事故
ニ由リ闕位トナリタルハ繼任者ノ任期ハ仍前任

者ノ任期ニ依ル

第十條 各議院ノ議長ハ其ノ議院ノ秩序ヲ保持シ議事ヲ整理シ院外ニ對シ議院ヲ代表ス

第十一條 議長ハ議會閉會ノ間ニ於テ仍其ノ議院ノ事務ヲ指揮ス

第十二條 議長ハ常任委員會及特別委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得但シ表決ノ數ニ預カラス

第十三條 各議院ニ於テ議長故障アルハ副議長之ヲ代理ス

第十四條 各議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ假議長ヲ選舉シ議長ノ職務ヲ行ハシムヘシ

第十五條 各議院ノ議長副議長ハ任期滿限ニ達スルモ後任者ノ勅任セラルマテハ仍其ノ職務ヲ繼續スヘシ

第十六條 各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク書記官長ハ勅任トシ書記官ハ奏任トス

第十七條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ提理シ公文ニ署名ス

書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス

書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス

ヲ特ニ付託ヲ受ケルモノトス

第二十一條 全院委員長ハ一會期コトニ開會ノ始ニ於テ之ヲ選舉ス

常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互選ス

第二十二條 全院委員會ハ議院三分ノ一以上常任委員會及特別委員會ハ其ノ委員半數以上出席アルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第二十三條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外傍聽ヲ禁ス

但シ委員會ノ決議ニ由リ議員ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得

第二十四條 各委員長ハ委員會ノ經過及結果ヲ議院ニ報告スヘシ

第二十五條 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ同意ヲ經テ議會閉會ノ間委員ヲシテ議案ノ審査ヲ繼續セシムルヲ得

第五章 會議

第二十六條 各議院ノ議長ハ議事日程ヲ定メテ之ヲ議院ニ報告ス

議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ

第十八條 兩議院ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支出ス

第十九條 各議院ノ議長ハ歲費トシテ四千圓副議長ハ二千圓貴族院ノ被選及勅任議員及衆議員ノ議員ハ八百圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク但シ召集ニ應セサル者ハ歲費ヲ受ケルヲ得ス

議長副議長及議員ハ歲費ヲ辭スルコトヲ得ス

官吏ニシテ議員タル者ハ歲費ヲ受ケルコトヲ得ス

第二十五條 ノ場合ニ於テハ第一項歲費ノ外議院ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多カラサル手當ヲ受ク

第四章 委員

第二十條 各議院ノ委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三類トス

全院委員ハ委員ノ全員ヲ以テ議院ト爲ナスモノトス

常任委員ハ事務ノ必要ニ依リ之ヲ數科ニ分割シ負擔ノ事件ヲ審査スル爲ニ各部ニ於テ同數ノ委員ヲ總議員中ヨリ選舉シ一會期中其任ニ在ルモノトス

特別委員ハ一事件ヲ審査スル爲ニ議院ノ選舉ヲ以

但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スヘシ但シ政府ノ要求若ハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決シタルトキハ三讀會ノ順序ヲ省略スルヲ得

第二十八條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經テ之ヲ議決スルコトヲ得但シ緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 凡テ議案ヲ議院ノ會議ニ於テ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ發スルモノハ二十人以上ノ贊成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第三十條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得

第三十一條 凡テ議案ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ國務大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ

但シ兩議院ノ一ニ於テ提出シタル議案ニシテ他ノ議院ニ於テ否決シタルトキハ第五十四條第二項ノ規定ニ依ル

第三十二條 兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ裁可セラルモノハ次ノ會期マテニ公布セテ

議院ニ報告ス

ルヘシ

第六章 停會閉會

第三十三條 政府ハ何時タリトモ十五日以内ニ於テ議院ノ停會ヲ命スルコトヲ得
議院停會ノ後再ヒ開會シタルトキハ前會ノ議事ヲ繼續スヘシ

第三十四條 衆議院ノ解散ニ依リ貴族院ニ停會ヲ命シタル場合ニ於テハ前條第二項ノ例ニ依ラス

第三十五條 帝國議會閉會ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラサルモノハ後會ニ繼續セス但シ第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條 閉會ハ勅命ニ依リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スヘシ

第七章 秘密會議

第三十七條 各議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得

一 議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ

二 政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ

第三十八條 議長又ハ議員十人以上ヨリ秘密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ傍聽人ヲ退去セシメ

ハ每會委員長ヨリ其ノ主任ノ國務大臣及政府委員ニ報知スヘシ

第四十七條 議事日程及議事ニ關ル報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ國務大臣及政府委員ニ送付スヘシ

第十章 質問

第四十八條 兩議院ノ議員政府ニ對シ質問ヲ爲サムトスルトキハ三十人以上ノ賛成者アルヲ要ス
質問ハ簡明ナル主意書ヲ作り賛成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ提出スヘシ

第四十九條 質問主意書ハ議長之ヲ政府ニ轉送シ國務大臣ハ直ニ答辯ヲ爲シ又ハ答辯スヘキ期日ヲ定メ若答辯ヲ爲サ、ルトキハ其ノ理由ヲ示明スヘシ
第五十條 國務大臣ノ答辯ヲ得又ハ答辯ヲ得サルトキハ質問ノ事件ニ付議員ハ建議ノ動議ヲ爲スコトヲ得

第十一章 上奏及建議

第五十一條 各議院上奏セムトスルトキハ文書ヲ奉呈シ又ハ議長ヲ以テ總代トシ謁見ヲ請ヒ之ヲ奉呈スルコトヲ得
各議院ノ建議ハ文書ヲ以テ政府ニ呈出スヘシ

討論ヲ用サスシテ可否ノ決ヲ取ルヘシ

第三十九條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サス

第八章 豫算案ノ議定

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取リタル日ヨリ十五日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

第四十一條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スルモノハ三十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條 國務大臣及政府委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲ニ議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十三條 議院ニ於テ議案ヲ委員ニ付シタルトキハ國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第四十四條 委員會ハ議長ヲ經由シテ政府委員ノ說明ヲ求ムルコトヲ得

第四十五條 國務大臣及政府委員ハ議員タル者ヲ除ク外議院ノ會議ニ於テ表決ノ數ニ預カラス
第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキ

第五十二條 各議院ニ於テ上奏又ハ建議ノ動議ハ三十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第十二章 兩議院關係

第五十三條 豫算ヲ除ク外政府ノ議案ヲ付スルハ兩議院ノ内何レヲ先ニスルモ便宜ニ依ル

第五十四條 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ
乙議院ニ於テ甲議院ノ議決ニ同意シ又ハ否決シタルキハ之ヲ奏上スルト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ
乙議院ニ於テ甲議院ノ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ之ヲ甲議院ニ通知スヘシ

第五十五條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ
甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ
若シ之ニ同意セサルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ

甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十六條 兩院協議會ハ兩議院ヨリ各々十八人以下

同數ノ委員ヲ選舉シ會同セシム委員ノ協議案成立
スルトキハ議案ヲ政府ヨリ受取り又ハ提出シタル
甲議院ニ於テ先ツ之ヲ決シ次ニ乙議院ニ移スヘシ
協議會ニ於テ成立シタル成案ニ對シテハ更ニ修正
ノ動議ヲ爲スコトヲ許サス

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院ノ議長ハ何
時タリトモ兩院協議會ニ出席シテ意見ヲ述フルコ
トヲ得

第五十八條 兩院協議會ハ傍聽ヲ許サス

第五十九條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無
名投票ヲ用ヰ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所
ニ依ル

第六十條 兩院協議會ノ議長ハ兩議院協議委員ニ於
テ各一員ヲ互選シ每會更代シテ席ニ當ラシムヘ
シ其ノ初會ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム
第六十一條 本章ニ定ムル所ノ外兩議院交渉事務ノ
規程ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第十三章 請願

第六十二條 各議院ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員
ノ紹介ニ依リ議院之ヲ受取ルヘシ

第六十三條 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ

議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第七十條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請
願ヲ受クルコトヲ得ス

第七十一條 各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預
セス

第十四章 議院ト人民及官廳地方議會
トノ關係

第七十二條 各議院ハ人民ニ向テ告示ヲ發スルコトヲ
得ス

第七十三條 各議院ハ審査ノ爲ニ人民ヲ召喚シ及議
員ヲ派出スルコトヲ得ス

第七十四條 各議院ヨリ審査ノ爲ニ政府ニ向テ必要
ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ政府ハ祕密ニ涉
ルモノヲ除外其ノ求ニ應スヘシ

第七十五條 各議院ハ國務大臣及政府委員ノ外他ノ
官廳及地方議會ニ向テ照會往復スルコトヲ得ス

第十五章 退職及議員資格ノ異議

第七十六條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員ニ任セ
ラレ又ハ法律ニ依リ議員タルコトヲ得サル職務ニ
任セラレタルトキハ退職者トス

第七十七條 衆議院ノ議員ニシテ選舉法ニ記載シタ

之ヲ審査セシム

請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハスト認ムルトキ
ハ議長ハ紹介ノ議員ヲ經テ之ヲ却下スヘシ

第六十四條 請願委員ハ請願文書表ヲ作り其ノ要領
ヲ録シ每週一回議院ニ報告スヘシ

請願委員特別ノ報告ニ依レル要求又ハ議員三十人
以上ノ要求アルトキハ各議院ハ其ノ請願事件ヲ會
議ニ付スヘシ

第六十五條 各議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ
議決シタルトキハ意見書ヲ附シ其ノ請願書ヲ政府
ニ送付シ事宜ニ依リ報告ヲ求ムルコトヲ得

第六十六條 法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ヲ除
ク外總代ノ名義ヲ以テスル請願ハ各議院之ヲ受ク
ルコトヲ得ス

第六十七條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受ク
ルコトヲ得ス

第六十八條 請願書ハ總テ哀願ノ體式ヲ用ウヘシ若
請願ノ名義ニ依ラス若ハ其ノ體式ニ違フモノハ各
議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第六十九條 請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用
ヰ政府又ハ議院ニ對シ侮辱ノ語ヲ用ヰルモノハ各

ル被選ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退職者トス

第七十八條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生
シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ審査
セシメ其ノ報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ

第七十九條 裁判所ニ於テ當選訴訟ノ裁判手續ヲ爲
シタルモノハ衆議院ニ於テ同一事件ニ付審査スル
コトヲ得ス

第八十條 議員其ノ資格ナキコトヲ證明セラルヘシ
至ルマテハ議院ニ於テ位列及發言ノ權ヲ失ハス但
シ自身ノ資格審査ニ關ル會議ニ對シテハ辯明スル
コトヲ得ルモ其ノ表決ニ預カルコトヲ得ス

第十六章 請假辭職及補闕

第八十一條 各議院ノ議長ハ一週間ニ超エサル議員
ノ請假ヲ許可スルコトヲ得其ノ一週間ヲ超ユルモ
ノハ議院ニ於テ之ヲ許可ス期限ナキモノハ之ヲ許
可スルコトヲ得ス

第八十二條 各議院ノ議員ハ正當ノ理由ヲ以テ議長
ニ届出スシテ議會又ハ委員會ニ闕席スルコトヲ得ス

第八十三條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得
第八十四條 何等ノ事由ニ拘ラズ衆議院議員ニ闕員
ヲ生シタルトキハ議長ヨリ内務大臣ニ通牒シ補闕

選舉ヲ求ムヘシ

第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其紀律ヲ保持セムカ爲内
部警察ノ權ハ此法律及各議院ニ於テ定ムル所ノ規
則ニ從ヒ議長之ヲ施行ス

第八十六條 各議院ニ於テ要スル所ノ警察官吏ハ政
府之ヲ派出シ議長ノ指揮ヲ受ケシム

第八十七條 會議中議員此ノ法律若ハ議事規則ニ違
ヒ其他議場ノ秩序ヲ紊ルキハ議長ハ之ヲ警戒シ又
ハ制止シ又ハ發言ヲ取消サシム命ニ從ハサルトキ
ハ議長ハ當日ノ會議ヲ終ルマテ發言ヲ禁止シ又ハ
議場ノ外ニ退去セシムルコトヲ得

第八十八條 議場騷擾ニシテ整理シ難キトキハ議長
ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第八十九條 傍聽人議場ノ妨害ヲ爲ス者アルトキハ
議長ハ之ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ
警察官廳ニ引渡サシムルコトヲ得
傍聽席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退場
セシムルコトヲ得

第九十條 議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ國務大臣
政府委員及議員ハ議長ノ注意ヲ喚起スルコトヲ得

ナ以テ之ヲ決スヘシ

第九十七條 衆議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒
ムコトヲ得ス

第九十八條 議員ハ二十人以上ノ賛成ヲ以テ懲罰ノ
動議ヲ爲スコトヲ得

懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ爲スヘ
シ

第九十九條 議院正當ノ理由ナクシテ勅諭ニ指定シ
タル期日後一週間内ニ召集ニ應セサルニ由リ又ハ
正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルニ
由リ若ハ請假ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ特
ニ招狀ヲ發シ其ノ招狀ヲ受ケタル後一週間内ニ仍
故ナク出席セサル者ハ貴族院ニ於テハ其ノ出席ヲ
停止シ上奏シテ勅裁ヲ請フベク衆議院ニ於テハ之
ヲ除名スヘシ

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ衆議院議員選舉法及附録ヲ
裁可シ之ヲ公布セシメ併セテ帝國議會ヲ召集スルノ
年ヨリ本法ニ依リ選舉ヲ施行セシムヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

內閣總理大臣 伯爵黑田清隆

第九十一條 各議院ニ於テ皇室ニ對シ不敬ノ言語論
說ヲ爲スコトヲ得ス

第九十二條 各議院ニ於テ無禮ノ語ヲ用井ルコトヲ
得ス及他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

第九十三條 議院又ハ委員會ニ於テ誹毀侮辱ヲ被リ
タル議員ハ之ヲ議院ニ訴ヘテ處分ヲ求ムヘシ私ニ
相報復スルコトヲ得ス

第十八章 懲罰

第九十四條 各議院ハ其議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス
第九十五條 各議院ニ於テ懲罰事犯ヲ審査スル爲ニ
懲罰委員ヲ設ク

懲罰事犯アルトキハ議長ハ先ツ之ヲ委員ニ付シ審
査セシメ議院ノ議ヲ經テ之ヲ宣告ス

各委員會又ハ各部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ委員
長又ハ部長ハ之ヲ議長ニ報告シ處分ヲ求ムヘシ

第九十六條 懲罰ハ左ノ如シ

- 一 公開シタル議場ニ於テ譴責ス
- 二 公開シタル議場ニ於テ適當ノ謝辭ヲ表セシム
- 三 一定ノ時間出席ヲ停止ス
- 四 除名

衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多數

樞密院議長 伯爵伊藤博文

外務大臣 伯爵大隈重信

海軍大臣 伯爵西郷從道

農商務大臣 伯爵井上馨

司法大臣 伯爵山田顯義

大藏大臣兼內務大臣 伯爵松方正義

陸軍大臣 伯爵大山巖

文部大臣 伯爵森有禮

遞信大臣 伯爵榎本武揚

法律第三號

衆議院議員選舉法

第一章 撰舉區畫

第一條 衆議院ノ議員ハ各府縣ノ撰舉區ニ於テ之ヲ
撰舉セシム其撰舉區及各撰舉區ニ於テ撰舉スヘキ
定員ハ此法律ノ附録ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 府縣知事ハ其ノ府縣ノ撰舉區ノ撰舉ヲ監督
ス

一 撰舉區ノ撰舉ハ郡長又ハ市長其ノ撰舉長トナリ
之ヲ管理ス

第三條 一撰舉區ニシテ數郡市ニ涉ルトキハ府縣知
事ハ其ノ郡長又ハ市長ノ一人ヲ命ジ撰舉長トラシ

第四條 一市ノ域内ニ於テ數撰舉區アルトキハ府縣知事ハ區長ヲシテ其ノ撰舉長ヲラシムヘシ

第五條 撰舉ニ關ル費用ハ地方稅ヲ以テ支辨スヘシ

第二章 撰舉人ノ資格

第六條 撰舉人ハ左ノ資格ヲ備フルコトヲ要ス

第一 日本臣民ノ男子ニシテ年齡滿二十五歲以上ノ者

第二 撰舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ府縣内ニ於テ本籍ヲ定メ住居シ仍引續キ住居スル者

第三 撰舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其府縣内ニ於テ直接國稅十五圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者

但シ所得稅ニ付テハ人名簿調製ノ期日ヨリ前滿三年以上之ヲ納メ仍引續キ納ムル者ニ限ル

第七條 家督ニ由リ財產ヲ相續シタル者ハ其財產ニ付前財產主ノ納稅額ヲ以テ其ノ納稅資格ニ算入ス

第三章 被選人ノ資格

第八條 被選人タルコトヲ得ル者ハ日本臣民ノ男子

一 瘋癲白癡ノ者

二 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ免レザル者

三 公權ヲ剝奪セラレタル者又ハ停止中ノ者

四 禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經サル者

五 舊法ニ依リ一年以上ノ懲役若ハ國事犯禁獄ノ刑ニ處セラレ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經サル者

六 賭博犯ニ由リ處刑ヲ受ケ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經サル者

七 撰舉ニ關ル犯罪ニ由リ撰舉權及被撰權ノ停止中ノ者

第十五條 陸海軍軍人ハ現役中撰舉權ヲ行フコトヲ得ス及被撰人タルコトヲ得ス其ノ休職停職ニ在ル者亦同シ

第十六條 華族ノ當主ハ衆議院議員ノ撰舉人及被撰人タルコトヲ得ス

第十七條 刑事ノ訴ヲ受ケ拘留又ハ保釋中ニ在ル者ハ其ノ裁判確定ニ至ルマテ撰舉權ヲ行フコトヲ得ス及被撰人タルコトヲ得ス

第五章 撰舉人名簿

滿三十歲以上ニシテ撰舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ撰舉府縣内ニ於テ直接國稅十五圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者タルヘシ

但シ所得稅ニ付テハ人名簿調製ノ期日ヨリ前滿三年以上之上ヲ納メ仍引續キ納ムル者ニ限ル

第九條 宮内官裁判官會計檢査官收稅官及警察官ハ被撰人タルコトヲ得ス

前項ノ外ノ官吏ハ其ノ職務ニ妨ケサル限ハ議員ト相兼スルコトヲ得

第十條 府縣及郡ノ官吏ハ其ノ管轄區域内ニ於テ被撰人タルコトヲ得ス

第十一條 撰舉ノ管理ニ關係スル市町村ノ吏員ハ其ノ撰舉區ニ於テ被撰人タルコトヲ得ス

第十二條 神官及諸宗ノ僧侶又ハ教師ハ被撰人タルコトヲ得ス

第十三條 府縣會ノ議員ニシテ衆議院ノ議員ニ撰舉セラレ當撰ヲ承諾シタルトキハ其ノ前職ヲ辭スヘキモノトス

第四章 撰舉人及被選人ニ通スル規定

第十四條 左ノ項ノ一ニ觸ル、者ハ撰舉人及被撰人タルコトヲ得ス

第十八條 撰舉長ハ毎年四月一日ヲ期トシ各町村長

ヲシテ一ノ投票區域内ニ於テ撰舉資格ヲ有スル者ヲ調査シ人名簿二本ヲ調製シ同月二十日マテニ其一本ヲ差出サシムヘシ

撰舉人名簿ハ撰舉人ノ姓名官位職業身分住所生年月納ムル所ノ直接國稅ノ總額並ニ納稅地ヲ記載スヘシ

第十九條 市ニ於テハ左ノ方法ニ依リ撰舉人名簿ヲ調製スヘシ

第一 一市又ハ市内ノ一區ヲ以テ一撰舉區ト爲シタル場合ニ於テハ撰舉長其ノ人名簿ヲ調製スヘシ

第二 市内ニアル數區ヲ合シテ一撰舉區ト爲シタル場合ニ於テハ各區長ヲシテ其ノ區内ノ人名簿ヲ調製シ撰舉長ニ差出サシムヘシ

第三 郡市ヲ合シテ一撰舉區ト爲シタル場合ニ於テ郡長其ノ撰舉長トナリタルキハ市長ヲシテ其ノ人名簿ヲ調製シ之ヲ差出サシムヘシ

第四 第三ノ場合ニ於テ市長其ノ撰舉長トナリタルキハ市長其ノ市内ノ人名簿ヲ調製スヘシ

第二十條 撰舉人其住居スル投票區域外ニ於テ直接

國稅ヲ納ムルキハ納稅地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ノ証狀ヲ得テ撰舉人名簿調製ノ期日迄ニ其投票

第二十一條 撰舉長ハ各町村長又ハ市長若ハ區長ヨリ差出シタル撰舉人名簿ヲ合シ一撰舉區ヲ以テ一

冊トシ撰舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ備置キ其ノ副本ヲ府縣知事ニ送致スヘシ

第二十二條 撰舉長ハ毎年五月五日ヨリ十五日間一撰舉區撰舉人名簿ノ寫ヲ其ノ撰舉管理ノ郡役所又

ハ市役所若ハ區役所ニ於テ縦覽セシムヘシ

第二十三條 凡テ撰舉資格アルモノ撰舉人名簿ニ於テ人名ノ脱漏又ハ誤載アルコトヲ發見シタルトキ

ハ其理由書及証憑ヲ具ヘテ縦覽期限内ニ撰舉長ニ申立テ其ノ改正ヲ求ムルコトヲ得

縦覽期限ヲ經過シタル後前項ノ申立ヲ爲スモ其ノ効ナシ

第二十四條 撰舉長ニ於テ脱漏ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及証憑ヲ審査シ申立ヲ受ケタル日ヨ

リ二十日以内ニ之ヲ判定スヘシ若其ノ申立ヲ以テ正當ナリト判定シタルトキハ直ニ其ノ人名ヲ記載

シ其ノ由ヲ當人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長

ニ通知シ併セテ撰舉區内ニ告示スヘシ

第二十五條 撰舉長ニ於テ誤載ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及証憑ヲ審査シ必要ナル場合ニ於テ

ハ申立人又ハ被告人ヲ召喚審問シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ判定スヘシ若誤載ナリト

判定シタルトキハ直ニ之ヲ削除シ其ノ由ヲ被告人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ

撰舉區内ニ告示スヘシ

第二十六條 申立人又ハ被告人ニ於テ撰舉長ノ判定ニ服セサルトキハ撰舉長ヲ被告トシ判定ノ日ヨリ

七日以内ニ始審裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十七條 始審裁判所ニ於テ前條ノ訴訟ヲ受取りタルキハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラス速ニ其ノ裁判ヲ爲スヘシ

第二十八條 前條ニ於ケル始審裁判所ノ裁判ハ控訴スルコトヲ許サス但シ大審院ニ上告スルコトヲ得

第二十九條 撰舉人名簿ハ六月十五日ヲ以テ確定期限トシ次年ノ調製ノ日マテ之ヲ據置クヘシ但シ裁判言渡書ニ依リ改正スヘキモノハ撰舉長ニ於テ其

ノ言渡書ヲ受取りタル時ヨリ二十四時内ニ之ヲ改正シ其ノ由ヲ申立人又ハ被告人所在地ノ町村長又

ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ撰舉區内ニ告示スヘシ

第六章 選舉ノ期日及投票所

第三十條 選舉ノ投票ハ通常七月一日ニ之ヲ行フ但シ衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ以テ臨時選舉ノ期日ヲ定メ少クトモ三十日以前ニ公布ス

第三十一條 投票所ハ町村役場又ハ町村長ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ設ケ町村長之ヲ管理ス

第三十二條 一町村ニ於テ選舉人少數ニシテ一ノ投票所ヲ設クルニ足ラサルトキハ數町村ヲ合併スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ郡長ハ府縣知事ノ認可ヲ經テ合併ノ町村及投票所並ニ投票所管理ノ町村長ヲ指定スヘシ

第三十三條 町村長ハ其ノ管理スル投票區域内ニ於ケル選舉人中ヨリ立會人二名以上五名以下ヲ定メ

遅クトモ選舉ノ期日ヨリ三日以前ニ之ヲ本人ニ通知シ選舉ノ當日投票所ニ參會セシムヘシ

立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第七章 投票

第三十四條 投票ハ午前七時ニ始メ午後六時ニ終ル

第三十五條 投票函ハ二重ノ蓋ヲ造リ二種ノ鑰ヲ設ケ其ノ一ハ町村長之ヲ管守シ其ノ一ハ立會人之ヲ管守スヘシ

第三十六條 町村長ハ投票ノ初ニ當リ立會人ト共ニ參會シタル選舉人ノ面前ニ於テ投票函ヲ開キ其ノ空虛ナルコトヲ示スヘシ

第三十七條 選舉人ハ選舉ノ當日本人自ラ投票所ニ至リ選舉人名簿ノ對照ヲ經テ投票スヘシ

第三十八條 投票用紙ハ各府縣各一一定ノ式ヲ用テ選舉ノ當日投票所ニ於テ町村長ヨリ之ヲ各選舉人ニ交付スヘシ

選舉人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ被選人ノ姓名ヲ記載シ次ニ自己ノ姓名住所ヲ記載シテ捺印スヘシ

第三十九條 選舉人ニシテ文字ヲ書スルコト能ハサル由ヲ申立ツルトキハ町村長ハ吏員ヲシテ代書セシメ之ヲ本人ニ讀ミ聞カセ捺印投票セシメ其ノ由ヲ投票明細書ニ記載スヘシ

第四十條 二人以上ノ議員ヲ選舉スヘキ選舉區ニ於テハ連名投票ヲ用ウヘシ

第四十一條 選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ外投票スルユトテ得ス但シ選舉人名簿ニ記載セラレハキ裁判官渡書ヲ所持シ選舉ノ當日投票所ニ至ル者アルトキハ町村長ハ投票用紙ヲ交付シ投票セシメ其ノ由ヲ投票明細書ニ記載スヘシ

第四十二條 投票終ルノ時期ニ至リタルトキハ町村長ハ其ノ由ヲ告ケ投票函ヲ閉鎖スヘシ投票函閉鎖ノ後ハ總テ投票スルコトヲ許サズ

第四十三條 町村長ハ投票明細書ヲ作り投票ニ關ル一切ノ事項ヲ記載シ立會人ト共ニ署名スヘシ

第四十四條 町村長ハ一名又ハ數名ノ立會人ト共ニ投票ノ翌日投票函及投票明細書ヲ併セテ選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ送致スヘシ

第四十五條 一選舉區内ニアル島嶼ニシテ前條ノ期限内ニ投票函ヲ送致スルコト能ハサル情况アルトキハ府縣知事ハ人名簿確定ノ日ヨリ選舉ノ期日マテノ間ニ於テ適宜ニ其ノ投票ノ期日ヲ定メ選舉會ノ期日マテニ其ノ投票函ヲ送致セシムルコトヲ得

第八章 撰舉會

第四十六條 撰舉會ハ撰舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ於テ之ヲ開ク

第四十七條 撰舉長ハ各投票所ヨリ參會シタル立會人ノ中ヨリ抽籤ヲ以テ撰舉委員三名以上七名以下ヲ定ムヘシ

第四十八條 撰舉長ハ投票函送達ノ翌日撰舉委員立會ノ上各投票函ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ若シ投票ト投票人トノ總數ニ差異ヲ生シタルトキハ其ノ由ヲ選舉明細書ニ記載スヘシ

第四十九條 總數ノ計算ヲ終リタルトキハ撰舉長ハ撰舉委員ト共ニ投票ヲ點檢スヘシ

第五十條 各選舉區ノ選舉人ハ其ノ選舉會ニ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第五十一條 左ニ掲クル投票ハ無効トス
一 撰舉人名簿ニ記載ナキ者ノ投票但シ裁判官渡書ヲ所持シタルニ依リ投票シタル者ハ此ノ限ニ在ラス
二 成規ノ用紙ヲ用ササルモノ
三 選舉人自己ノ姓名ヲ記載セサルモノ
四 資格ナキ被選人ノ姓名ヲ記載スルモノ但シ連名投票ニ列記スル人員中資格アル者ニ付テハ其ノ効アルモノトス
五 誤字又ハ汚染塗抹毀損ニ依リ記載スル所ノ選

舉人又ハ被選人ノ姓名ヲ認知スヘカラサルモノ但シ通常ノ假名字ヲ用井又ハ誤字ニ係ルモノ明ニ其ノ姓名ヲ認知スルコトヲ得ルモノハ此ノ限ニ在ラス

六 第三十八條第二項ニ規定シタル外地ノ文字ヲ記載シタルモノ但シ被選人ノ指名ヲ誤テサル爲ニ其ノ官位職業身分住所ヲ附記シ又ハ敬稱ヲ用サタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五十二條 投票効力ノ有無ニ付疑義アルトキハ選舉委員ノ意見ヲ聞キ選舉長之ヲ決定ス此ノ決定ニ對シテハ選舉會場ニ於テ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第五十三條 無効ノ投票ハ抹線ヲ加ヘ其ノ由ヲ選舉明細書ニ記載シ一箇年間保存シ期限ヲ經過シタル後之ヲ燒棄ツヘシ

第五十四條 一投票ニシテ其ノ撰舉スヘキ定員ヨリ多キ被選人ノ姓名ヲ記載シタルトキハ其ノ定員ニ超ユタル人名ヲ末尾ヨリ除却スヘシ

連名投票ニシテ其ノ撰舉スヘキ定員ニ足ラサルトキハ現ニ記載シタル者ノミヲ計算スヘシ但シ一人ノ姓名ヲ複記シタルモノハ一人トシテ之ヲ計算スヘシ

第五十五條 投票ハ六十日間郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ保存シ期限ヲ經過シタル後之ヲ燒棄ツヘシ

第五十六條 撰舉ニ關リ訴訟又ハ告訴告發アルトキハ第五十三條第五十五條ノ期限ヲ經過スルモ裁判確定ニ至ルマテ其ノ投票ヲ保存スヘシ

第五十七條 撰舉長ハ撰舉明細書ヲ作り撰舉點檢ニ關ル一切ノ事項ヲ記載シ撰舉委員ト共ニ署名シ之ヲ保存スヘシ

第九章 當撰人

第五十八條 投票總數ノ最多數ヲ得タル者ハ之ヲ當撰人トス

第五十九條 當撰人定マリタルトキハ撰舉長ハ直ニ其ノ姓名及投票ノ數ヲ府縣知事ニ届出ヘシ

第六十條 府縣知事前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ各當撰人ニ通知シ其ノ姓名ヲ管内ニ告示スヘシ

第六十一條 當撰人當撰ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ當撰ヲ承諾スルヤ否ヲ府縣知事ニ届出ヘシ

第六十二條 一人ニシテ數撰舉區ノ當撰人トナリタ

ル者當撰ノ通知ヲ受ケタルトキハ何レノ撰舉區ノ當撰ヲ承諾スル旨ヲ府縣知事ニ届出ヘシ

第六十三條 當撰人其ノ府縣内ニ在ル者ハ十日以内其ノ府縣外ニ在ル者ハ二十日以内ニ當撰承諾ノ届出ヲ爲サレトキハ其ノ當撰ヲ辭シタルモノト見做スヘシ

第六十四條 當撰人ニシテ其ノ當撰ヲ辭シ又ハ期限内ニ其ノ當撰ノ承諾ヲ届出サルトキハ府縣知事ハ撰舉ノ期日ヲ定メ其ノ撰舉長ニ命シ再ヒ撰舉ヲ行ハシムヘシ但シ第五十八條第二項ノ場合ニ於テ抽籤ニ依リ當撰ヲ得タル者其ノ當撰ヲ辭シ又ハ其ノ承諾ヲ届出サルトキハ抽籤ニ依リ當撰ヲ失ヒタル者ヲ以テ當撰人ト定ムヘシ

第六十五條 各撰舉區ノ當撰人確定シタルトキハ府縣知事ハ當撰証書ヲ付與シ及管内ニ告示シ並ニ當撰人ノ資格ヲ録シテ内務大臣ニ具申スヘシ

第十章 議員ノ任期及補闕撰舉

第六十六條 議員ノ任期ハ四箇年トス但シ任期ヲ終リタル後仍撰舉ニ應スルコトヲ得

第六十七條 議員ノ闕員アルコト由リ内務大臣ヨリ補闕撰舉ヲ開クヘキ旨ヲ命セラレタルトキハ府縣知

事ハ其ノ命ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ闕員ノ撰舉區ニ限リ臨時撰舉ヲ行ヒ補闕議員ヲ選舉セシムヘシ

第六十八條 補闕議員ノ任期ハ前議員ノ任期ニ依ル

第六十九條 投票管理ノ町村長ハ投票所ノ秩序ヲ保持シ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ニ付スルコトヲ得

第七十條 凡テ武器又ハ兇器ヲ携帯スル者ハ投票所ニ入ルコトヲ許サス

第七十一條 撰舉人ニ非サル者ハ投票所ニ入ルコトヲ許サス

七十二條 投票所ニ於テハ一切ノ演說討論及喧嘩ニ涉リ又ハ他人ノ投票ヲ勸誘スルコトヲ禁ス

第七十三條 投票所ニ於テ秩序ヲ紊ル者アルトキハ町村長ハ之ヲ警戒シ其ノ命ニ從ハサルトキハ之ヲ投票所ノ外ニ退出セシムヘシ

第七十四條 投票所ノ外ニ退出セシメタル者ハ犯罪者ヲ除ク外其ノ投票ヲ爲サシムル爲ニ再ヒ投票所ノ内ニ呼入ルコトヲ得

第七十五條 投票所ニ參會シタル撰舉人ニシテ刑法

又ハ此ノ法律ノ罰則ヲ犯シタル者ハ投票スルコトヲ禁シ其ノ姓名事由ヲ投票明細書ニ記載スヘシ

第七十六條 投票ニ關ル異議ノ申立コト付町村長ノ決定ニ對シハ投票所ニ於テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七十七條 選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ於テ撰舉會ノ參觀ヲ求ムル者ハ總テ第六十九條ヨリ第七十三條ニ至ルマテノ例ニ照シ選舉長之ヲ處分スヘシ

第十二章 當選訴訟

第七十八條 各撰舉區ニ於テ當選ヲ失ヒタル者當撰人ノ當撰ヲ無効トスルノ理由アリト認ムルトキハ當撰人ヲ被告トシ第六十五條ニ掲ケタル當撰人ノ姓名告示ノ日ヨリ三十日以内ニ控訴院ニ出訴スルコトヲ得

第七十九條 原告人ハ訴訟狀ト共ニ保証金トシテ金三百圓又ハ之ニ相當スル公債證書ヲ控訴院書記局ニ預置シヘシ

第八十條 原告人敗訴ノ場合ニ於テ裁判言渡ノ日ヨリ七日以内ニ一切ノ裁判費用ヲ納完セサルトキハ保証金ヨリ之ヲ控除セ仍足ラサルトキハ之ヲ追徴

第八十一條 同一ノ當撰人ニ對シ二人以上ノ原告人訴訟ヲ爲シタルトキハ控訴院ハ一ノ裁判言渡書ヲ以テ各訴訟人ニ宣告スルコトヲ得

第八十二條 審判中衆議院解散ノ命アルトキハ控訴院ハ其ノ訴訟ヲ棄却スヘシ

第八十三條 原告人訴訟ヲ願下クルトキハ同時ニ其ノ由ヲ新聞紙又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公告スヘシ

第八十四條 控訴院ハ當撰訴訟ヲ審判スルニ當リ本訴ニ關係スル刑法又ハ此ノ法律ノ犯罪者ニ對シ直ニ處刑ノ言渡ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ檢察官ヲシテ立合ハシムヘシ

第八十五條 控訴院ニ於テ當選訴訟ヲ判定シタルトキハ其ノ裁判言渡書ノ謄本ヲ内務大臣ニ送付スヘシ若衆議院開會スルトキハ併セテ之ヲ議長ニ送付スヘシ

第八十六條 當選訴訟ニ付控訴院ノ裁判ニ對シテハ大審院ニ上告スルコトヲ得

第八十七條 訴訟ノ目的タル當選人ハ其ノ裁判確定

ニ至ルマテ衆議院ニ列席スルノ權ヲ失ハス
第八十八條 當撰訴訟ニ付本章ニ規定シタルモノ、
外總テ普通ノ訴訟手續ニ依ル

第十三章 罰則

第八十九條 納稅額年居住所及其ノ他選舉資格ニ必
要ナル事項ヲ詐稱シ選舉人名簿ニ記載セラレタル
者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十條 投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若ハ
他人ノ爲ニ投票ヲ爲スコトヲ抑止スルノ目的ヲ以
テ直接又ハ間接ニ金錢物品手形若ハ公私ノ職務ヲ
選舉人ニ授與シ又ハ授與スルコトヲ約束シタル者
ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ授與又ハ
約束ヲ受ケタル者亦同シ

第九十一條 直接又ハ間接ニ金錢物品手形若ハ公私
ノ職務ヲ選舉人ニ授與シ又ハ授與スルコトヲ約束
シテ投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若ハ他人
ノ爲ニ投票ヲ爲スコトヲ抑止シタル者ハ刑法第二
百三十四條ノ例ヲ以テ論ス其ノ授與又ハ約束ヲ受
ケ投票ヲ爲シ又ハ投票ヲ爲サ、ル者亦同シ

第九十二條 投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若
ハ他人ノ爲ニ投票ヲ爲スコトヲ抑止スルノ目的ヲ
以テ嘯聚ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ二年以
上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス
其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ二年以
上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス
犯罪者戎器又ハ兇器ヲ携帯シタルトキハ各、本刑
ニ一等ヲ加フ

第九十六條 多衆ヲ嘯聚シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者
ハ重禁錮ニ處ス
其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ二年以
上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス
犯罪者戎器又ハ兇器ヲ携帯シタルトキハ各、本刑
ニ一等ヲ加フ

第九十七條 演說又ハ新聞紙若ハ其ノ他ノ文書ヲ以
テ人ヲ教唆シ前二條ノ罪ヲ犯サシメタル者ハ刑法
第一百五條ノ例ニ依ル其ノ教唆ノ効ナキ者モ仍本刑
ニ二等又ハ三等ヲ減シ處斷ス

第九十八條 戎器又ハ兇器ヲ携帯シテ投票所若ハ撰
舉會場ニ入りタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金
ニ處ス
第九十九條 當選人ニ於テ第八十九條ヨリ第九十八
條ニ至ルマテノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選
ハ無効トス

第一百條 他人ノ姓名ヲ詐稱シテ投票ヲ爲シタル者及
第十四條ニ依リ撰舉人タルコトヲ得サル者投票ヲ

以テ撰舉人ニ暴行ヲ加ヘタル者ハ一月以上六月以
下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附
加ス

第九十三條 撰舉人ニ暴行ヲ加ヘテ投票ヲ得又ハ他
人ニ投票ヲ得セシメ若ハ他人ノ爲ニ投票ヲ爲スコ
トヲ抑止シタル者ハ三月以上二年以下ノ輕禁錮ニ
處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第九十四條 撰舉人ヲ強逼シ又ハ投票所若ハ撰舉會
場ヲ騷擾シ又ハ投票函ヲ抑留毀壞若ハ劫奪スルノ
目的ヲ以テ多衆ヲ嘯聚シタル者ハ六月以上二年以
下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加
ス
其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ十五日
以上二月以下ノ輕禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下
ノ罰金ヲ附加ス

第九十五條 選舉ノ際管理者又ハ立會人ニ暴行ヲ加
ヘ又ハ暴行ヲ以テ投票所若ハ選舉會場ヲ騷擾シ又
ハ投票函ヲ抑留毀壞若ハ劫奪シタル者ハ四月以上
四年以下ノ輕禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ
罰金ヲ附加ス

爲シタルトキハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス
第一百一條 前數條ノ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラ
レ又ハ再ヒ罰金ノ刑ニ處セラレタル者ハ三年以上
七年以下ノ撰舉權及被選權ヲ停止ス

第一百二條 立會人正當ノ事故ナクシテ此ノ法律ニ規
定シタル義務ヲ缺クトキハ五圓以上五十圓以下ノ
罰金ニ處ス
第一百三條 本章ニ規定シタル罰則ノ外刑法ニ正條ア
ルモノハ各、其ノ條ニ依リ重キニ從テ處斷ス

第一百四條 凡テ撰舉ニ關ル犯罪ハ六箇月ヲ以テ期滿
免除トス
第一百五條 此ノ罰則ハ第十一章ノ各條ト共ニ投票所
及選舉會場ニ貼示スヘシ

第十四章 補則
第一百六條 市ニ於テハ一市ニ一ノ投票所ヲ設ケ此ノ
法律ニ規定シタル投票及選舉ノ管理ハ市長兼テ之
ヲ掌ルヘシ
第四條ノ場合ニ於テハ一撰舉區ニ一ノ投票所ヲ設
ケ此ノ法律ニ規定シタル投票及撰舉ノ管理ハ區長
兼テ之ヲ掌ルヘシ
第一百七條 前條ノ場合ニ於テハ市長又ハ區長ハ其管

理スル選舉區内ニ於ケル選舉人中ヨリ立會人三名

以上七名以下ヲ定メ遅シトモ選舉ノ期日ヨリ三日

以前ニ之ヲ本人ニ通知シ撰擧ノ當日撰擧管理ノ市

役所又ハ區役所ニ參會セシムヘシ

立會人ハ投票ニ立會ヒ併セテ投票ヲ點檢スヘシ

此ノ場合ニ於ケル撰擧明細書ハ併セテ投票ノ事項

ヲ記載スヘシ

第百八條 島司ヲ置ク地方ニ於テハ此ノ法律ニ規定

シタル撰擧長ノ職務ハ島司之ヲ掌ルヘシ

第百九條 町村制ヲ施行セサル町村ニ於テハ此ノ法

律ニ規定シタル町村長ノ職務ハ戶長之ヲ掌ルヘシ

第百十條 撰擧人名簿調製ノ初年ニ限り所得稅法施

行以來第六條第八條ニ規定シタル納稅額ヲ引續キ

納完シタル者ハ其ノ納稅資格ノ期限ニ充ツルモノ

ト見做スヘシ

第百十一條 北海道沖繩縣及小笠原島ニ於テハ將來

一般ノ地方制度ヲ準行スルノ時ニ至ルマテ此ノ法

律ヲ施行セス

衆議院議員撰擧法附錄

東京府

第一區 麴町區 一人

第二區 赤坂區 一人

第三區 京橋區 一人

第四區 本所區 一人

第五區 深川區 一人

第六區 神田區 一人

第七區 小石川區 一人

第八區 牛込區 一人

第九區 四谷區 一人

第十區 南足立區 一人

第十一區 南葛飾區 一人

第十二區 愛宕區 一人

第十三區 葛野區 一人

第十四區 乙訓區 一人

第十五區 紀伊區 一人

議員總數十二人

第二區 芝區 一人

第三區 日本橋區 一人

第四區 淺草區 一人

第五區 下谷區 一人

第六區 本郷區 一人

第七區 東多摩區 一人

第八區 南豐島區 一人

第九區 北豐島區 一人

第十區 荏原區 一人

第十一區 伊豆七島區 一人

第十二區 下京區 一人

第十三區 字治區 一人

第十四區 久樂區 一人

第十五區 相喜區 一人

第十六區 綴喜區 一人

議員總數七人

大阪府	第一區 西區 一人	第二區 東區 一人	第三區 南區 一人	第四區 西區 一人	第五區 東區 一人	第六區 北區 一人	第七區 南區 一人	第八區 東區 一人	第九區 西區 一人			
第五區	南桑田郡 一人	北桑田郡 一人	船井郡 一人	天田郡 一人	何鹿郡 一人	第六區	加佐郡 一人	與謝郡 一人	中野郡 一人	竹野郡 一人	熊野郡 一人	
第一區	西區 一人	第二區	東區 一人	第三區	南區 一人	第四區	西區 一人	第五區	東區 一人	第六區	北區 一人	
第五區	島上郡 一人	島下郡 一人	豐島郡 一人	能勢郡 一人	第七區	東區 一人	第八區	西區 一人	第九區	南區 一人	第十區	北區 一人
第七區	石川郡 一人	八上郡 一人	古市郡 一人	安宿郡 一人	錦南郡 一人	丹北郡 一人	志紀郡 一人	丹北郡 一人	大縣郡 一人	澁川郡 一人	第十一區	東區 一人

神奈川縣	第一區 橫濱區 一人	第二區 久良岐區 一人	第三區 南多摩區 一人	第四區 西多摩區 一人	第五區 北多摩區 一人	第六區 高座區 一人	第七區 愛甲區 一人	第八區 津久井區 一人	第九區 日根區 一人
兵庫縣	第一區 神戶區 一人	第二區 武庫區 一人	第三區 多紀區 一人	第四區 氷上區 一人	第五區 加古區 一人	第六區 加東區 一人	第七區 加西區 一人	第八區 美石區 一人	第九區 有馬區 一人
議員總數十二人	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第八區	第九區
議員總數七人	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第八區	第九區

長崎縣
 區九第 區七第
 朝養二七出氣美城 神神飾飾
 來父方美石多含崎 西東西東
 郡郡郡郡郡郡 郡郡郡郡
 二 一
 區十第 區八第
 三津名 宍佐赤楫
 原郡郡 粟用穗西東
 郡 郡 郡 郡 郡
 一 二

新瀛縣

區一第 區五第 區三第 區一第
 西新瀛 南松浦 南高來 西長崎
 原區 郡 郡 郡 區
 一 一 一 二
 區二第 議員總數十三人 區六第 區四第 區二第
 東北浦 下上 石壹北 東東
 浦原 縣縣 田岐松 高彼
 郡郡 郡 郡 郡 郡 郡
 二 一 一 一
 議員總數七人

千葉縣

區一第 區三第 區五第 區七第
 市千原 那波佐 北甘樂 天周望
 原郡 郡 郡 郡 郡 郡
 一 一 一 一
 區二第 區四第 區六第 區八第
 東葛飾 下南相 上植生 朝平安
 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡
 二 一 一 一
 議員總數九人

茨城縣

區一第 區三第 區五第 區一第
 鹿東茨 北足立 新座 北高來
 鹿嶋郡 鹿嶋郡 鹿嶋郡 鹿嶋郡
 二 一 一 一
 區二第 區四第 區六第 區八第
 久慈 那珂 信太 中頸城
 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡
 二 一 一 一
 議員總數八人

栃木縣

區一第 區三第 區五第 區一第
 河內 芳賀 筑波 廣山添
 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡
 一 一 一 一
 區二第 區四第 區六第 區八第
 上都賀 下都賀 寒川 高市
 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡
 二 一 一 一
 議員總數五人

群馬縣

區一第 區三第 區五第 區一第
 北足立 新座 北高來 北高來
 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡
 一 一 一 一
 區二第 區四第 區六第 區八第
 高麗 橫企 比企 中頸城
 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡
 二 一 一 一
 議員總數八人

奈良縣

區一第 區三第 區五第 區一第
 河內 芳賀 筑波 廣山添
 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡
 一 一 一 一
 區二第 區四第 區六第 區八第
 上都賀 下都賀 寒川 高市
 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡
 二 一 一 一
 議員總數四人

三重縣
區三第
吉野郡 一人

區一第
安濃郡 一人

區三第
桑名郡 一人
員辨郡 一人
朝明郡 一人

區五第
度會郡 一人
答志郡 一人
英虞郡 一人
北牟婁郡 一人
南牟婁郡 一人

愛知縣

區一第
名古屋區 一人

區三第
東春日井郡 一人
西春日井郡 一人

區五第
中島郡 一人

議員總數七人

區二第
鈴鹿郡 一人
三河郡 一人
奄美郡 一人

區四第
飯高郡 一人
飯野郡 一人
多氣郡 一人

區六第
阿拜郡 一人
山田郡 一人
名張郡 一人
伊賀郡 一人

議員總數十一人

區二第
愛知郡 一人

區四第
丹羽郡 一人
葉栗郡 一人

區六第
海東郡 一人
海西郡 一人

山梨縣

區一第
西山梨郡 一人
北巨摩郡 一人
中巨摩郡 一人

區三第
東八代郡 一人
西八代郡 一人
南巨摩郡 一人

滋賀縣

區一第
滋賀郡 一人
高嶋郡 一人

區三第
犬上郡 一人
愛知郡 一人
利崎郡 一人
蒲生郡 一人

岐阜縣

區一第
厚見郡 一人
方縣郡 一人
各務郡 一人

區三第
海西郡 一人
下石津郡 一人
多石津郡 一人
上石津郡 一人
中島郡 一人

議員總數三人

區二第
東山梨郡 一人
南都留郡 一人
北都留郡 一人

議員總數五人

區二第
甲賀郡 一人
野洲郡 一人
栗太郡 一人

區四第
西淺井郡 一人
東淺井郡 一人
伊香郡 一人
阪田郡 一人

議員總數七人

區二第
不破郡 一人
安八郡 一人

區四第
大野郡 一人
池田郡 一人
本巢郡 一人
山田郡 一人

區七第
知多郡 一人

區九第
額田郡 一人
西加茂郡 一人
東加茂郡 一人

區一十第
渥美郡 一人
八名郡 一人

靜岡縣

區一第
安倍郡 一人
有渡郡 一人

區三第
志太郡 一人
益津郡 一人

區五第
周智郡 一人
豐田郡 一人
磐山郡 一人

區七第
那賀郡 一人
那賀郡 一人
那賀郡 一人
那賀郡 一人
那賀郡 一人
那賀郡 一人
那賀郡 一人

區八第
碧海郡 一人

區十第
北設樂郡 一人
南設樂郡 一人
寶飯郡 一人

議員總數八人

區二第
富士郡 一人
庵原郡 一人

區四第
榛原郡 一人
佐野郡 一人
城東郡 一人

區六第
長上郡 一人
敷名郡 一人
濱名郡 一人
引佐郡 一人
鹿玉郡 一人

區六第
加茂郡 一人
可兒郡 一人
土岐郡 一人
惠那郡 一人

議員總數八人

區二第
上高井郡 一人
下高井郡 一人

區四第
西筑摩郡 一人
東筑摩郡 一人
南安曇郡 一人
北安曇郡 一人

區六第
上伊那郡 一人
諏訪郡 一人

議員總數五人

區二第
柴田郡 一人
刈田郡 一人
伊具郡 一人
互理郡 一人

區四第
栗原郡 一人
登米郡 一人

福島縣 區五第 (桃生郡 鹿鹿郡 本吉郡) 一人

福島縣 區一第 (信夫郡 伊達郡) 一人

福島縣 區三第 (田村郡 巖瀬郡 白川郡 西白川郡 石川郡) 二人

福島縣 區五第 (菊前郡 磐城郡 磐城郡 標葉郡 行方郡 宇多郡) 一人

福島縣 區一第 (南手郡 北手郡 紫波郡 二戸郡) 一人

議員總數七人

區二第 (安達郡 安積郡) 一人

區四第 (南會津郡 北會津郡 大沼郡 耶麻郡 河沼郡) 二人

議員總數五人

區二第 (東閉伊郡 中閉伊郡 北閉伊郡 南九戸郡 北九戸郡) 一人

福井縣 區三第 (河邊郡 由利郡) 一人

福井縣 區一第 (足羽郡 大野郡) 一人

福井縣 區三第 (南條郡 今立郡 丹生郡) 一人

區四第 (仙北郡 平鹿郡 雄勝郡) 二人

區二第 (吉田郡 坂井郡) 一人

區四第 (三方郡 遠敷郡 大飯郡 敦賀郡) 一人

石川縣

區一第 (金澤區 石川郡) 二人

區三第 (河北郡 羽咋郡 鹿嶋郡) 二人

富山縣 區一第 (上新川郡 婦負郡) 二人

富山縣 區三第 (射水郡) 一人

鳥取縣

議員總數三人

區四第 (蠟波郡) 一人

區二第 (下新川郡) 一人

區四第 (鳳至郡 球洲郡) 一人

區二第 (能美郡 江沼郡) 一人

議員總數六人

島根縣 區一第 (島根郡 秋鹿郡 意宇郡) 一人

區三第 (出雲郡 雲南郡 神門郡) 一人

區五第 (那賀郡 美濃郡 鹿足郡) 一人

岡山縣 區一第 (岡野郡 御道郡 兒島郡) 二人

議員總數八人

區六第 (周吉郡 穩地郡 海士郡 知夫郡) 一人

區四第 (安濃郡 邑智郡) 一人

區二第 (津高郡 赤阪郡 和氣郡) 一人

青森縣 區三第 (東和賀郡 西和賀郡 西閉伊郡 南閉伊郡) 一人

區五第 (西磐井郡 東磐井郡) 一人

區一第 (東津輕郡 上北郡 下北郡 三戸郡) 二人

區三第 (中津輕郡 西津輕郡) 一人

山形縣 區一第 (南村山郡 東村山郡 西村山郡) 二人

區三第 (飽海郡 西田川郡 東田川郡) 二人

秋田縣 區一第 (南秋田郡) 一人

區四第 (江刺郡 膽澤郡 氣仙郡) 一人

議員總數四人

區二第 (北津輕郡 南津輕郡) 一人

議員總數六人

區二第 (東置賜郡 南置賜郡 西置賜郡) 一人

區四第 (最上郡 北村山郡) 一人

區二第 (山本郡 北秋田郡 鹿角郡) 一人

區二第 (高草郡 氣多郡 河村郡 久米郡 八橋郡) 一人

議員總數六人

區二第 (能義郡 仁多郡 大原郡 飯石郡) 一人

區四第 (遼摩郡 安濃郡 邑智郡) 一人

議員總數八人

愛媛縣		香川縣			德島縣		
區一第 温泉郡 和氣郡 風早郡 野間郡 久米郡 伊豫郡 下浮穴郡	區三第 阿野郡 鵜足郡	區一第 香山郡 小豆郡	區五第 美馬郡 三好郡	區三第 阿波郡 麻植郡	區一第 勝浦郡 名東郡	議員總數五人	
二入	一人	一人	一人	一人	一人		
區二第 越智郡 桑村郡 周布郡	議員總數七人	區四第 多度郡 那珂郡	區二第 大内郡 寒川郡 三木郡	議員總數五人	區四第 板野郡	區二第 那賀郡 海部郡	
一人		一人	一人	一人	一人	一人	

廣島縣			山口縣			
區七第 御調郡 世羅郡	區五第 加茂郡	區三第 沼田郡 高宮郡 山縣郡	區一第 廣島區 安藝郡	區七第 勝北郡 勝南郡 吉野郡 英田郡 久米郡 久米郡 南條郡	區五第 川上郡 上房郡 哲多郡 阿賀郡	區三第 都宇郡 窪屋郡 賀陽郡 下道郡
一人	一人	一人	二人	一人	一人	一人
區八第 沼津郡 安那郡	區六第 豐田郡	區四第 高田郡 三次郡 三谿郡	區二第 佐伯郡	議員總數十人	區六第 大庭郡 西條郡 西條郡 西南郡 東條郡 東北條郡	區四第 淺田郡 小月郡 後月郡
一人	一人	一人	一人		一人	一人

福岡縣		高知縣		和歌山縣	
區五第 三妻郡 上妻郡 下妻郡	區三第 嘉麻郡 穗波郡	區一第 遠賀郡 鞍手郡 嘉手賀郡	區三第 喜多郡 上浮穴郡	區五第 西和郡 東和郡 宇和郡	區一第 長岡郡 土佐郡
一人	一人	一人	一人	一人	一人
區六第 山門郡 池田郡	區四第 山本郡 生野郡 竹野郡	議員總數九人	區二第 高岡郡 吾川郡	區六第 南和郡 北和郡	區四第 新居郡 宇摩郡
一人	一人		二人	一人	一人

山口縣			和歌山縣		
區九第 品石郡 神石郡 甲奴郡 奴上郡 三上郡 惠蘇郡	區一第 吉敷郡 美濃郡 厚狹郡 佐波郡	區三第 赤間郡 豐浦郡	區五第 玖珂郡	議員總數七人	區二第 阿武郡 大津郡
一人	二人	一人	一人		一人
區四第 大熊郡 都濃郡	議員總數五人	區二第 伊都郡 那賀郡	議員總數七人	區四第 大島郡	區二第 阿武郡 大津郡
二人		一人		二人	一人

大分縣	區一第	大分郡 一人	區二第	北海郡 一人	區三第	山鹿郡 一人	區四第	上益城郡 一人	區五第	八代郡 一人	區六第	天草郡 一人	區七第	田川郡 一人	區八第	京津郡 一人	區九第	熊本區 二人	區一第	宮崎郡 一人	區二第	北諸郡 一人	區三第	給黎郡 一人	區四第	揖宿郡 一人	區五第	鹿兒島郡 一人	區六第	川邊郡 一人	區七第	鹿兒島郡 一人	議員總數八人	議員總數七人
-----	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	---------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	---------	-----	--------	-----	---------	--------	--------

佐賀縣	區一第	佐賀郡 二人	區二第	東松浦郡 一人	區三第	西松浦郡 一人	議員總數四人	議員總數八人
-----	-----	--------	-----	---------	-----	---------	--------	--------

區三第	日置郡 一人	區四第	高城郡 一人
區五第	始原郡 一人	區六第	南諸郡 一人
區七第	大島郡 一人	區八第	南大隅郡 一人

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ會計法ヲ裁可シ之ヲ公布セ

御各 御璽

明治二十二年二月十一日

- 內閣總理大臣 伯爵黑田清隆
- 外務大臣 伯爵伊藤博文
- 海軍大臣 伯爵西園從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山正禮
- 文部大臣 子爵森有禮
- 遞信大臣 子爵根本武揚

法律第四號

會計法

第一章 總則

第一條 政府ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

一會計年度所屬ノ歲入歲出ノ出納ニ關ル事務ハ翌年度十一月三十日マテニ悉皆完結スヘシ

第二條 租稅及其ノ他一切ノ收納ヲ歲入トシ一切ノ經費ヲ歲出トシ歲入歲出ハ總豫算ニ編入スヘシ

第三條 各年度ニ於テ決定シタル經費ノ定額ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘシ經費ニ充ツルコトヲ得ス

第四條 各官廳ニ於テハ法律勅令ヲ以テ規定シタルモノ、外特別ノ資金ヲ有スルコトヲ得ス

第二章 豫算

第五條 歲入歲出ノ總豫算ハ前年ノ帝國議會集會ノ始ニ於テ之ヲ提出スヘシ

第六條 歲入歲出ノ總豫算ハ之ヲ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部中ニ於テ之ヲ類項ニ區分スヘシ

總豫算ニハ帝國議會參考ノ爲ニ左ノ文書ヲ添附ス

第一 各省ノ豫定經費要求書但シ各項中各目ノ

明細ヲ記入スヘシ

第二 其ノ年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ歳入歳出現計書

第七條 豫算中ニ設クヘキ豫備費ハ左ノ二項ニ分ツ

第一豫備金

第二豫備金ハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補ナフモノトス

第二豫備金ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルモノトス

第八條 豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ年度經過後帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第九條 毎年度大藏省證券發行ノ最高額ハ帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ定ム

第三章 收入

第十條 租稅及其ノ他ノ歳入ハ法律命令ノ規定ニ從ヒ之ヲ徵收スヘシ

法律命令ニ依リ當該官吏ノ資格アル者ニ非サレハ租稅ヲ徵收シ又ハ其ノ他ノ歳入ヲ收納スルコトヲ得ス

第四章 支出

第十一條 毎會計年度ニ於テ政府ノ經費ニ充ツル所

ノ定額ハ其ノ年度ノ歳入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第十二條 國務大臣ハ豫算ニ定メタル目的ノ外ニ定額ヲ使用シ又ハ各項ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ス

國務大臣ハ其ノ所管ニ屬スル收入ヲ國庫ニ納ムヘシ直ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十三條 國務大臣ハ其ノ所管定額ヲ使用スル爲ニ國庫ニ向ヒテ仕拂命令ヲ發スヘシ但シ別ニ定ムル所ノ規定ニ從ヒ他ノ官吏ニ委任シテ仕拂命令ヲ發セシムルコトヲ得

第十四條 國庫ハ法律命令ニ反スル仕拂命令ニ對シテ仕拂ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條 國務大臣ハ政府ニ對シ正當ナル債主若ハ其ノ代理人ノ爲ニスルニ非サレハ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得ス

左ノ諸項ノ經費ニ限リ國務大臣ハ主任ノ官吏ニ委任シ又ハ政府ノ命シタル銀行ニ委任シテ現金支拂ヲ爲サシムル爲ニ現金前渡ノ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得

第一 國債ノ元利拂

第二 軍隊軍艦及官船ニ屬スル經費

仕拂命令濟歲出額

翌年度繰越額

第十七條 前條ノ總決算ニハ會計検査院ノ検査報告ト俱ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

第一 各省決算報告書

第二 國債計算書

第三 特別會計計算書

第六章 期滿免除

第十八條 政府ノ負債ニシテ其ノ仕拂フヘキ年度經過後滿五箇年內ニ債主ヨリ支出ノ請求若ハ仕拂ノ請求ヲ爲サ、ルモノハ期滿免除トシテ政府ハ其ノ義務ヲ免ル、モノトス但シ特別ノ法律ヲ以テ期滿免除ノ期限ヲ定メタルモノハ各、其ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 政府ニ納ムヘキ金額ニシテ其ノ納ムヘキ年度經過後滿五箇年內ニ上納ノ告知ヲ受ケサルモノハ其ノ義務ヲ免ル、モノトス 但特別ノ法律ヲ以テ期滿免除ノ期限ヲ定メタルモノハ各、其ノ定ムル所ニ依ル

第七章 歲計剩餘定額繰越豫算外收入及定額歳入

第二十條 各年度ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハ其ノ

第十六條 會計検査院ノ検査ヲ經テ政府ヨリ帝國議會ニ提出スル總決算ハ總豫算ト同一ノ様式ヲ用シ左ノ事項ノ計算ヲ明記スヘシ

第五章 決算

歳入ノ部

歳入豫算額

調定濟歲入額

收入濟歲入額

收入未濟歲入額

歳出ノ部

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

翌年度ノ歳入ニ繰入ルヘシ
 第二十一條 豫算ニ於テ特ニ明許シタルモノ及一年度内ニ終ルヘキ工事又ハ製造ニシテ避クヘカラサル事故ノ爲メニ事業ヲ遅延シ年度内ニ其ノ經費ノ支出ヲ終ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第二十二條 數年ヲ期シテ竣工スヘキ工事製造及其ノ他ノ事業ニシテ繼續費トシテ總額ヲ定メタルモノハ毎年度ノ什拂殘額ヲ竣工年度マテ遞次繰越使用スルコトヲ得

第二十三條 誤拂漏渡トナリタル金額ノ返納出納ノ完結シタル年度ニ屬スル收入及其ノ他一切豫算外ノ收入ハ總テ現年度ノ歳入ニ組入ルヘシ但シ法律勅令ニ依リ前金滙概算滙繰替拂ヲ爲シタル場合ニ於ケル返納金ハ各々之ヲ什拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入ル、コトヲ得

第八章 政府ノ工事及物件ノ賣買貸借
 第二十四條 法律勅令ヲ以テ定メタル場合ノ外政府ノ工事又ハ物件ノ賣買貸借ハ總テ公告シテ競争ニ附スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ競争ニ付セス附意ノ約定ニ依ルコトヲ得ヘシ

第十二 慈惠ノ爲ニ設立セル教育所ノ貧民ヲ備役シ及其ノ生産又ハ製造物品ヲ直接ニ買入ル、トキ

第十三 囚徒ヲ備役シ又ハ囚徒ノ製造物品ヲ直接ニ買入ル、トキ及政府ノ設立ニ係ル農工業場ヨリ直接ニ其ノ生産又ハ製造物品ヲ買入ル、トキ

第十四 政府ノ設立シタル農工業場又ハ慈惠教育ニ係ル各所ノ生産製造物品及囚徒ノ製造物品ヲ賣拂フ

第二十五條 軍艦兵器彈藥ヲ除ク外工事製造又ハ物件買入ノ爲ニ前金拂ヲ爲スコトヲ得ス

第九章 出納官吏
 第二十六條 政府ニ屬スル現金若ハ物品ノ出納ヲ掌ル所ノ官吏ハ其ノ現金若ハ物品ニ付一切ノ責任ヲ負ヒ會計検査院ノ検査判決ヲ受クヘシ

第二十七條 前條ノ官吏水火盜難又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ其ノ保管スル所ノ現金若ハ物品ヲ紛失毀損シタル場合ニ於テハ其ノ保管上避ケ得ヘカラサリシ事實ヲ會計検査院ニ證明シ責任解除ノ判決ヲ受クルニ非サレハ其ノ負擔ノ責ヲ免ル、コトヲ得ス

第一 一人又ハ一會社ニテ專有スル物品ヲ買入ル又ハ借入ル、トキ

第二 政府ノ所爲ヲ秘密ニスヘキ場合ニ於テ命スル工事又ハ物品ノ賣買貸借ヲ爲ストキ

第三 非常急遽ノ際工事又ハ物品ノ買入借入ヲ爲スニ競争ニ付スル暇ナキトキ

第四 特種ノ物質又ハ特別使用ノ目的アルニ由リ生産製造ノ場所又ハ生産者製造者ヨリ直接ニ物品ノ買入ヲ要スルトキ

第五 特別ノ技術家ニ命スルニ非サレハ造製シ得ヘカラサル製造品及機械ヲ買入ル、トキ

第六 土地家屋ノ買入又ハ借入ハ爲スニ當リ其ノ位置又ハ構造等ニ限アル場合

第七 五百圓ヲ超エサル工事又ハ物品ノ買入借入ノ契約ヲ爲ストキ

第八 見積價格二百圓ヲ超エサル動産ヲ賣拂フトキ

第九 軍艦ヲ買入ル、トキ

第十 軍馬ヲ買入ル、トキ

第十一 試験ノ爲ニ工作製造ヲ命シ又ハ物品ヲ買入ル、トキ

第二十八條 現金又ハ物品ノ出納ヲ掌ルニ付身元保證金ヲ納メシムルコトヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二十九條 仕拂命令ノ職務ハ現金出納ノ職務ト相兼ヌルコトヲ得ス

第十章 雜則
 第三十條 特別ノ須要ニ因リ本法ニ準據シ難キモノアルトキハ特別會計ヲ設置スルコトヲ得

特別會計ヲ設置スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
 第三十一條 政府ハ國庫金ノ取扱ヲ日本銀行ニ命スルコトヲ得

第十一章 附則
 第三十二條 本法ノ條項帝國議會ニ關涉セサルモノハ明治二十三年四月一日ヨリ施行シ其ノ關涉スルモノハ帝國議會開會ノ時ヨリ施行ス

決算ニ係ル條項ハ帝國議會ノ議定ヲ經タル年度ノ歲計ヨリ施行ス
 第三十三條 本法ノ條項ト牴觸スル法令ハ各々其ノ條項施行ノ日ヨリ廢止ス

○ 勅令

朕大日本帝國憲法ノ明文ニ依リ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ貴族院令ヲ發布ス此ノ勅令ヲ實施スルノ時期ハ朕カ更ニ命スル所ニ依ルベシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯爵 黒田清隆
 樞密院議長 伯爵 伊藤博文
 外務大臣 伯爵 大隈重信
 海軍大臣 伯爵 西郷從道
 農商務大臣 伯爵 井上馨
 司法大臣 伯爵 山田顯義
 大藏大臣兼内務大臣 伯爵 松方正義
 陸軍大臣 伯爵 大山巖
 文部大臣 伯爵 森有禮
 逓信大臣 伯爵 榎本武揚

勅令第十一號

貴族院令

第一條 貴族院ハ左ノ議員ヲ以テ組織ス

一 皇族

四十四

二 公侯爵
 三 伯子男爵各々其ノ同爵中ヨリ選舉セラレタル者
 四 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者
 五 各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ノ中ヨリ一人ヲ互選シテ勅任セラレタル者
 第二條 皇族ノ男子成年ニ達シタルキハ議席ニ列ス
 第三條 公侯爵ヲ有スル者滿二十五歳ニ達シタルトキハ議員タルベシ
 第四條 伯子男爵ヲ有スル者ニシテ滿二十五歳ニ達シ各々其ノ同爵ノ選ニ當リタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルベシ其選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 前項議員ノ數ハ伯子男爵各總數ノ五分ノ一ヲ超過スヘカラス
 第五條 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル滿三十歳以上ノ男子ニシテ勅任セラレタル者ハ終身議員タルベシ
 第六條 各府縣ニ於テ滿三十歳以上ノ男子ニシテ土

宛或ハ工業商業ニ付キ多額ノ直接國稅ヲ納ムル者十五人ノ中ヨリ一人ヲ互選シ其ノ選ニ當リ勅任セラレタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルベシ其ノ選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者及各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ヨリ勅任セラレタル議員ハ有爵議員ノ數ニ超過スルコトヲ得ス

第八條 貴族院ハ天皇ノ諮詢ニ應ヘ華族ノ特權ニ關ル條規ヲ議決ス

第九條 貴族院ハ其ノ議員ノ資格及選舉ニ關ル爭訟ヲ判決ス

其ノ判決ニ關ル規則ハ貴族院ニ於テ之ヲ議定シ上奏シテ裁可ヲ請フベシ

第十條 議員ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ身代限ノ處分ヲ受ケタル者アルトキハ勅命ヲ以テ之ヲ除名スベシ

貴族院ニ於テ懲罰ニ由リ除名スヘキ者ハ議長ヨリ上奏シテ勅裁ヲ請フベシ
 除名セラレタル議員ハ更ニ勅許アルニ非サルハ再ヒ議員トナルコトヲ得ス

第十一條 議長副議長ハ議員中ヨリ七箇年ノ任期ヲ以ツテ勅任セララルベシ
 被選議員ニシテ議長又ハ副議長ノ任命ヲ受ケタルトキハ議員ノ任期間其ノ職ニ就クベシ
 第十二條 此ノ勅令ニ定ムルモノハ外ハ總テ議院法ノ條規ニ依ル
 第十三條 將來此ノ勅令ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スルトキハ貴族院ノ議決ヲ經ベシ

恭シク惟ルニ

今上皇陛下庖軒ノ姿ヲ含ミ勳華ノ徳ヲ韞ミ叙聖欽明至仁至慈曩トニ

皇祖皇宗ノ威嚴ヲ承ケ國家ノ安泰ト臣民ノ福利ヲ企圖シ賜ヒ茲ニ明治二十有

二年二月十有一日景雲飄舞和風融暢ナル紀元ノ大節トシ大日本帝國憲法

ヲ發布セラレ夫レ憲法ハ萬世不磨ノ大典ナリ不滅ノ大章國基之ニ依テ定リ

矣國權之ニ依テ張リ矣國勢之ニ依テ振フ矣嘻噫我帝國大秩既ニ森然地序既

ニ整然タリ自今以後庶事是レ康ク百姓昭明嗚々如トシテ明治聖代ノ澤ニ浴

シ永ク富強ヲ贊宇ニ赫々輝々タラシムルヲ得ベキ也

幸哉幸哉吾同胞三千九百萬主レテ至仁至慈ナル曠前ノ偉事絶後ノ大典ニ會スル

天皇陛下ノ治下ニ在リ耕食井飲波腹擊壤以テ曠前ノ偉事絶後ノ大典ニ會スル

ヲ得誠嘆喜豈ニ夫レ限アラシク於茲予等歡喜極テ不才ヲ顧ミルニ違アラ

ズ自カラ進シテ幹旋ノ任ニ當リ同胞諸士ト共ニ此一大盛儀ヲ祝セント欲シ

同感ノ士ヲ四方ニ求メシニ諸士ガ忠君報國ノ志ニ厚キ予等ノ微衷ヲ空フセ

ズ翕然來リ集マルノ士二百八十餘ノ多キニ及ビ洋々穆々偕ニ慶シ俱ニ賀シ

聖壽無疆國家萬歳ノ歡聲昊天ニ達シ鳳凰爲ニ蒼空ニ舞ヒ麒麟爲ニ地上ニ躍ル

鳴呼又盛哉嗚呼又盛哉昊天ニ達シ鳳凰爲ニ蒼空ニ舞ヒ麒麟爲ニ地上ニ躍ル

惟フニ此吉辰ニ逢ヒ此佳節ニ遇フ是レ一ニ粟ヲ食シ帝國ノ水ヲ飲ムモノ

聖恩ノ優渥ナルニ依ラズンバアラズ吾人帝國ノ粟ヲ食シ帝國ノ水ヲ飲ムモノ

天皇陛下ノ天地ト共ニ永劫之ヲ腦漿ニ記シ造次ニモ顛沛ヒモ至仁至慈ナル

聖恩ニ報ヒ奉リ

帝室ノ尊榮ヲシテ益尊榮ナラシメ國家ノ昌盛ヲシテ益昌盛ナラシムルヲ期ス

ベキ也蓋シ斯ノ如クシテ始テ堯舜ノ民タルニ耻ザザラシ乎今爰ニ醜貨ノ餘

剩ヲ資シ大日本帝國憲法及附屬ノ諸法章ヲ鈔鑄ニ上シ當日會同ノ諸士ニ頒
キ記念ノ一助ニ供スト云爾

明治二十二年二月

大日本帝國憲法發布祝宴

發起人

明治廿二年六月三十日印刷

明治廿二年七月十六日出版

編輯兼出版人

和歌山縣平民

岩田 靜

和歌山縣和歌山市三木町
中之丁十八番地四十番戶

和歌山縣士族

植村 茂夫

和歌山縣和歌山市大字
新堀七軒丁拾番地

印刷者

印刷所

耕文舍

和歌山縣和歌山市大字
拾一番丁七番地



